

3 いじめ防止の基本方針 福島市立福島第四中学校天神スクール

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う（当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的または物理的な影響を与える行為（SNS、インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題である。
- ③ いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景や、様々な場面で起こり得る。
- ④ いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である。
- ⑤ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

(3) いじめにおける子どもの心理

- ① いじめられている子どもの気持ち
 - ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、つげ口したとしてさらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くある。
 - イ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
 - ウ 自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
 - エ ストレスや欲求不満の解消を、他の子どもに向けることがある。
- ② いじめている子どもの気持ち
 - ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
 - イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
 - ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがある。
 - エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としてしていることがある。
 - オ 差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないでいることがある。

2 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立

- ① いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- ② いじめ問題に対する校内研修等の実施
- ③ 教育相談窓口の周知
- ④ 相談する機会として、教育相談を活用

(2) 生徒との信頼関係の確立

- ① カウンセリング演習等の教育相談に関する校内研修等の実施
- ② スクールカウンセラーとの連携強化
- ③ 教育相談体制の構築

(3) 命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育

- ① 人権教育・道徳教育教材の効果的活用
- ② 総合的な学習の時間の充実
- ③ ペアワークやグループディスカッション等を活用した協働的な学びの推進

(4) 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む教育

- ① 指導内容を明確にし、わかったことが実感できる授業の工夫
- ② 生徒自らが自己決定できる場の設定
- ③ 学業不振の生徒に対する個別指導の充実
- ④ 生徒に役割や責任を与えることができる場の設定
- ⑤ いじめ防止に関する活動の実施
- ⑥ 係活動などの集団活動の充実

- (5) 保護者や地域に開かれた学校づくり
- ① ホームページや広報誌などにより、学校の指導方針を明示
 - ② 保護者が気軽に相談しやすい体制整備
 - ③ 警察や児童相談所等の関係機関との日常的な連携

3 いじめの早期発見

- (1) いじめのサインを受け取るために
- ① 休み時間など、生徒と共に過ごす機会の確保
 - ② 校内巡視を行うなどして、生徒の変化を把握
 - ③ 定期的に生徒の情報交換会を実施し、教職員同士による生徒情報の共有
- (2) 教育相談を通じた把握
- ① 年間計画に教育相談週間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保
 - ② 相談しやすい環境の整備
 - ③ 教育相談コーディネーターとの連携強化
 - ④ 気軽に相談しやすい関係の構築
- (3) アンケート調査による把握
- ① 学期に1回以上のアンケート調査実施（年間計画に位置づけ、計画的に実施）

4 いじめの早期解決のための取組

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
- ① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
 - ② 「不登校・いじめ根絶チーム」による対応と情報共有
 - ③ 多方面からの情報収集による正確な事実の把握
 - ④ 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談
- (2) 問題解決のための適切な指導と支援
- ① いじめられた生徒や保護者への支援
 - ア 生徒に対して
 - ・事実確認とともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
 - ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、当該生徒の心身の安定に努める。
 - ・関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
 - ・生徒の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。
 - イ 保護者に対して
 - ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応するとともに、家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明する。
 - ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向けて取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
 - ② いじめた生徒への指導・支援や保護者への助言
 - ア 生徒に対して
 - ・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
 - ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
 - ・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止や懲戒（退学・停学は、前期課程生は除く）、特別指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。その際、生徒のプライバシーや個人情報等の取り扱いには十分留意する。
 - ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。
 - イ 保護者に対して
 - ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されないことを理解していただき、今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行う。
 - ・生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

- ③ 周りの生徒たちに対しての働きかけ
 - ア 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲介者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
 - イ はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導する。
 - ウ 必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導をおこなう。
- ④ 経過観察と再発防止に向けた継続した指導
 - ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「不登校・いじめ根絶チーム」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の指導や支援を行う。
 - イ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行う。
 - ウ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

5 いじめ防止対策推進法 23条より

(1) 学校における「いじめに対する措置」

- ① 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。
※学校の特任教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法 23条第1項の規定に違反し得る。
- ② 学校（＝学校いじめ対策組織）は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等を検討する。
※被害児童生徒が安心して教育を受けられるために必要な措置
- ⑤ いじめに係る情報を、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有する。
- ⑥ 警察と連携する。
 - ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべき時は、所轄警察署と連携して対処
 - イ 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

(2) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは ※以下の・は、重大事態として扱われたものの事例

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 生徒が自殺を凶った場合
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企画した。

イ 心身に重大な被害を負った場合

- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。

エ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき認めるとき。

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

- ① 生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ② 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

※学校が調査主体の場合は、市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

- ① 重大事態の調査組織：「不登校・いじめ根絶チーム」を設置する。

- ② 「不登校・いじめ根絶チーム」で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ④ 調査結果を市教育委員会に報告する。

- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

7 インターネット上のいじめの対応

(1) 未然防止のために

- ① 情報の授業などを通じての、情報モラル教育の充実

- ② スマホ教室等を活用した広報啓発活動の推進

- ③ 保護者へのインターネット端末上のいじめについての情報提供

(2) 早期発見・早期対応のために

- ① 専門的な機関の相談窓口の周知

- ② 書き込みや画像等の削除や対応などの具体的な方法の指導

- ③ アンケート調査等にインターネット端末に係る項目の設定

(3) 解決後の事後指導

- ① 必要に応じてその後の書き込み状況の観察

8 いじめ防止及び対応等のための組織

(1) 次ページを参照

9 アンケートの実施及び相談期間

学期	アンケート	相談期間
1 学期	7 月	5 月 7 月
2 学期	1 2 月	9 月 1 1 月
3 学期	2 月	2 月

『いじめ』発生時・把握時の指導体制について

